

国保連合会の審査導入に係る 事業者向け説明会

平成30年4月6日（金）

障害者サービス調整担当課 障害者給付係

本日の流れ

- 1 東京都国民健康保険団体連合会による
審査の導入について 概要
- 2 今後のスケジュールについて
- 3 審査導入による変化について
- 4 その他

1 審査の導入について

【障害者総合支援法施行3年後の見直し】

国民健康保険団体連合会（以下国保連合会という）
について、審査を支援する機能を強化すべきとの提言
⇒障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す
るための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律
案（平成28年5月25日可決成立）

国保連合会へ審査および支払いに関する事務を委託
できる旨の規定（平成30年4月施行）が盛り込まれた。

1 審査の導入について

- 障害者総合支援法における審査の委託について

障害者総合支援法

(介護給付費又は訓練等給付費)

第二十九条

1～5 (略)

- 6 市町村は、指定障害福祉サービス事業者等から介護給付費又は訓練等給付費の請求があったときは、第三項第一号の厚生労働大臣が定める基準及び第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準(指定障害福祉サービスの取扱いに関する部分に限る。)又は第四十四条第二項の都道府県の条例で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準(施設障害福祉サービスの取扱いに関する部分に限る。)に照らして審査の上、支払うものとする。
- 7 市町村は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)に委託することができる。
- 8 (略)

1 審査の導入について

【厚生労働省の示している「審査」の定義】

国保連において実施する「審査」とは、自治体が支給決定したサービス量や内容についての妥当性や適否を判断するものではなく、支給決定の内容を前提として、受給資格や請求書の記載誤りの有無、報酬の算定ルールに合致しているか、さらには提供されたサービス内容が支給決定の範囲内であるか等を客観的に判定することを意味する。また、国保連だけでは判断できない場合には、引き続き、自治体が責任をもって判断することとする。

※障害保健福祉関係主管課長会議 社会・援護局障害保健福祉部企画課／企画課監査指導室提出資料(平成28年3月8日)

【審査導入における対応ポイント】

- 対応1 請求時の機能強化
- 対応2 一次審査等の実施
- 対応3 一次審査結果資料等の作成
- 対応4 台帳情報整備の改善
- 対応5 自治体職員等への研修

審査支払事務の見直し

- 対応1 請求時の機能強化

- 1-1 請求時の点検機能強化

- 簡易入力システムおよび取込み送信システムについて、点検機能を強化する

- 1-2 事業所台帳情報参照機能の追加

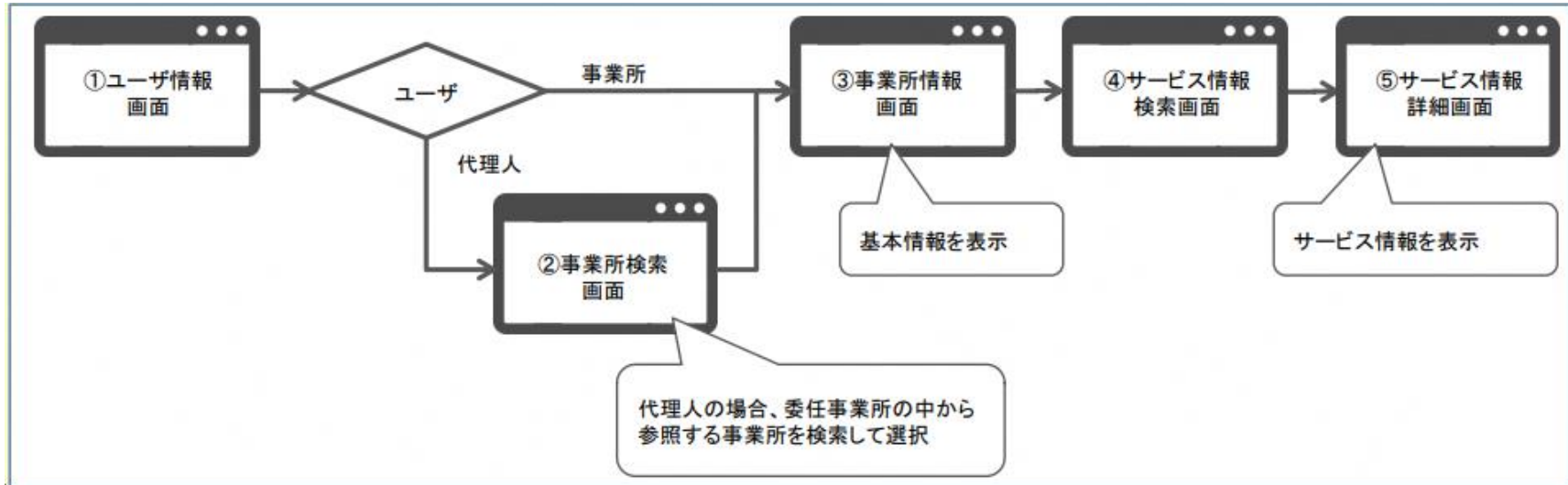
- 警告・エラーとなっている原因を特定しやすくするため、登録されている台帳情報を参照できるようにする。

【システムの点検機能強化について】

システム	観点	対応内容
簡易入力システム	①各様式の入力画面への点検の追加	国保連合会の支払等システムで実施している事務点検について、請求情報の入力画面での点検を追加する。
	②請求明細書自動作成機能の拡充	サービス提供実績記録票と請求明細書における算定回数の整合性チェックについて、請求明細書自動作成機能の対応範囲を拡充し、整合性のとれた請求情報が作成されるようにする。
	③請求情報作成時の点検の追加	国保連合会の支払等システムで実施している事務点検のうち、請求情報間を突合する点検や、請求した様式の重複チェックについて、請求情報作成時の点検を追加する。

システム	点検種類	対応方針	対応内容等
取込送信システム	単位数表マスタとの突合チェック	①支払等システムと同様の点検を追加	取込送信システムに単位数表マスタを追加し、支払等システムで実施している点検と同様の点検を追加する。
		②支払等システムの点検内容を緩和して追加	支払等システムと同等の点検を行うために台帳情報の内容が必要となる点検について、台帳情報の内容が必要とされない範囲で点検を追加する。

【事業所台帳参照機能の追加について】



審査支払事務の見直し

- 対応2 一次審査等の実施

- 2-1 仮点検の活用

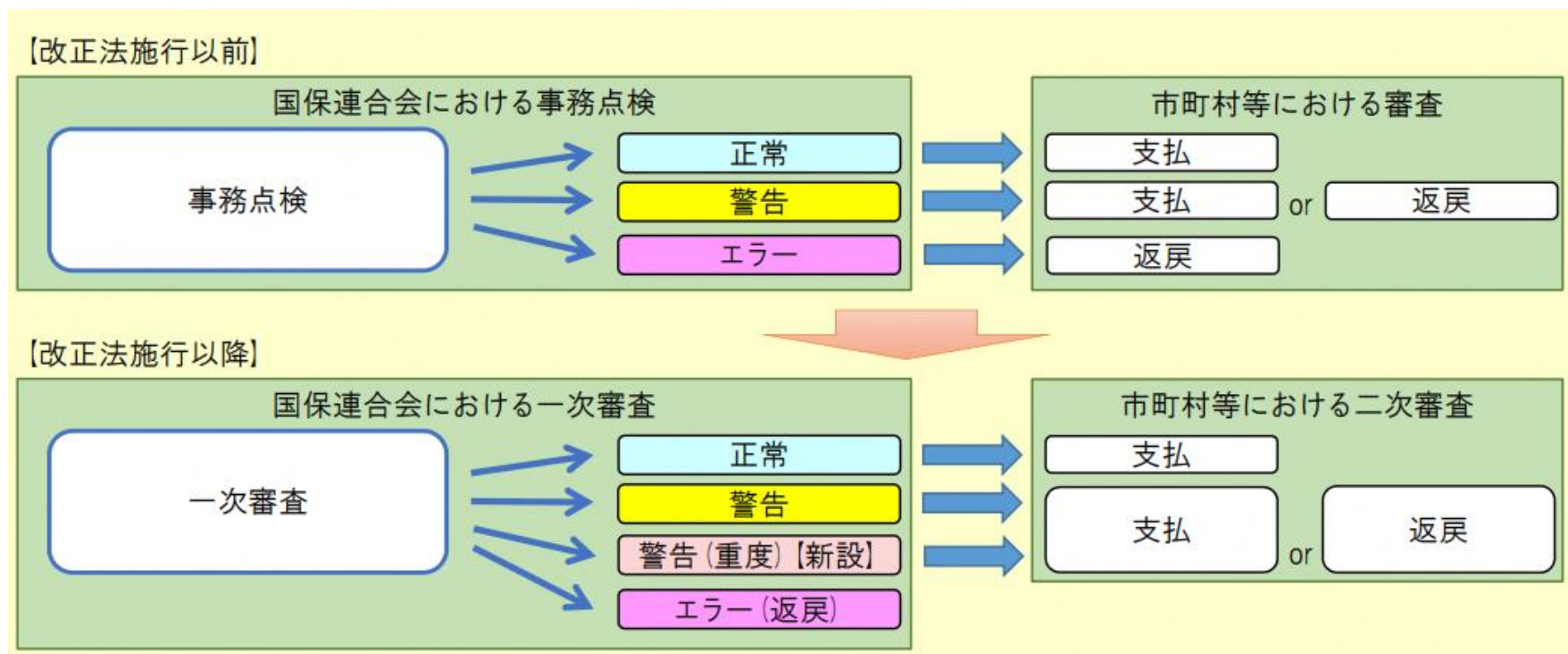
- 2-2 一次審査の実施

- 受付審査、資格審査および支給量審査を実施。各種台帳情報との不整合や報酬算定ルールに則していないものについて返戻とする。

- 2-3 点検内容の拡充

審査支払事務の見直し

- 一次審査の導入による変化について



審査支払事務の見直し

- 一次審査の概要

- 受付審査

請求内容情報の整合性確認、台帳情報との突合により、事業所の体制、報酬算定ルールに基づいた請求かを確認

- 資格審査

受給者台帳と突合し、支給決定内容に基づいているかを確認

- 支給量審査



決定支給量を超えていないこと、利用者負担上限月額が正しく管理されていることを確認。サービス提供実績記録票との突合によるチェックを実施

審査支払事務の見直し

○審査内容の拡充

No	チェック項目	対応方針
1	基準該当事業所の報酬に対する算定要件チェック	<u>基準該当事業所において算定可能な各報酬について、判断基準を明確に定めた上でエラーとすべき内容、警告(重度)とすべき内容を整理する。</u>
2	請求明細書と実績記録票の回数の整合性チェックの強化	<u><通所系サービス> 請求情報間での不整合のためエラーとする。</u> <u><入所系サービス> 警告(重度)とする。</u> ※入所日及び退所日に本体報酬が算定できないケースについて、システムでは判断できないため。
3	受給者台帳(支給決定情報)の参照範囲の見直し	<u>インターフェースの見直しを含め受給者台帳(支給決定情報)の参照範囲を最新から月全体の参照へ見直した上で、台帳情報との不整合についてはエラーとする。</u>
4	各種加算にかかる算定要件チェックの強化	<u>各報酬について、判断基準を明確に定めた上でエラーとすべき内容、警告(重度)とすべき内容を整理する。</u>
5	同一日・同一利用時間帯の重複サービス利用チェック	<u>警告(重度)とする。</u> ※同一日・同一利用時間帯にサービス提供実績がある場合、どちらの実績が正しいかをシステムでは判断できないため。
6	同一世帯における複数児童の上限額管理チェック	<u>インターフェースの見直しを行った上で、警告(重度)とする。</u> ※エラーとすると、関係するサービス提供事業所の請求について、誤りがない場合でも返戻となってしまう、影響が大きいと想定されるため。
7	計画相談支援給付費請求書等のモニタリング日チェック	<u>インターフェースの見直しを行った上で、台帳情報との不整合のためエラーとする。</u> ※ただし、モニタリング予定月の翌月請求については警告(重度)とする。
8	上限額管理対象外受給者の利用者負担額のチェック	<u>警告(重度)とする。</u> ※利用者負担上限月額を超過した場合、どの事業所からの請求が正しいかをシステムでは判断できないため。

2 今後のスケジュールについて

 : 国保連合会システムリリース
  : マニュアルのリリース
 ※複数存在する場合、段階的なリリースを指す

No	対応内容		実施時期										
			平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度				
			上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期			
1	請求時の機能強化	請求時の点検機能強化	検討										
2		事業所台帳情報参照機能の追加	検討										
3	一次審査等の実施	仮点検の活用	仮点検実施の推奨／実施フォロー										
4		点検機能の強化(一部制度の取扱いを受けた対応を含む)	検討										
5		警告からエラーへの移行	検討										
6		点検内容の拡充	検討										
7		査定の導入(支給量管理のあり方等の各種課題に対する検討を含む)	課題の検討	平成30年度下期以降は、現時点での想定。 実施時期については、課題の検討状況を踏まえて検討									
8		一次審査結果資料等の作成	一次審査結果資料の作成	検討									
9		事務処理マニュアルの作成(審査事務及び台帳整備)	検討		 (暫定版)	 (初版)	 (改版)			 (改版)			
10	台帳情報整備の改善	台帳情報整備期間の前倒し	運用の見直し及び周知										
11		台帳情報等参照機能の追加							検討				
12	自治体職員・国保連合会職員への研修	研修内容の検討					研修の実施						
13	事業者への研修	パンフレットの作成・配布					研修テキストの整備		eラーニングの実施				

2 今後のスケジュールについて

No	時期	対応内容	平成30年度				平成31年度			
			上期		下期		上期		下期	
1	第一段階	チェック要件等の見直し 新たなチェックの追加 「警告(重度)」の追加	4月(予定)							
2		「警告」から「エラー」への移行	事業所への周知 警告(★)		10月(予定)		エラー		※:警告 ★:警告(エラー移行対象)	
3	第二段階	チェック要件等の見直し 新たなチェックの追加 「警告(重度)」の追加			10月(予定)				10月(予定)	
4		「警告」から「エラー」への移行	各種台帳情報の整備		事業所への周知		10月(予定)		エラー	
			警告(※)		警告(★)					

■ 第一段階上期 平成30年4月

- ・「警告(重度)」が追加(第一段階①)
- ・平成30年10月よりエラー移行する「警告」に★がつく

■ 第一段階下期 平成30年10月(予定)

- ・新たな「警告(重度)」が追加(第一段階②)
- ・「警告(★)」が「エラー」へ移行(第一段階分)

■ 第二段階上期 平成31年4月(予定)

- ・平成31年10月よりエラー移行する「警告」に★がつく(第二段階分)

■ 第二段階下期 平成31年10月(予定)

- ・「警告(重度)」が追加(第二段階分)
- ・「警告(★)」が「エラー」へ移行(第二段階分)

3 審査導入による変化

○「警告」から「エラー」への移行

第一段階(平成30年度下期)116コードがエラーへ移行する

○「警告(重度)」の追加

引き続き「警告」と整理したエラーコードについて、市町村等において特に確認が必要となるもの

3 審査導入による変化

No	分類	確認が必要となるケース	エラーコード 件数
1	報酬の算定ルール上、市町村の個別の判断が必要となるもの	報酬の算定ルール上、市町村の裁量となっているものについて、市町村等の二次審査において支払可否を判断する。 <例> 「EL30(エラーメッセージ:地域移行加算の「退所後算定日」と「退所日」に同日が設定されています)」では、地域移行加算の退所後の算定については留意事項通知に「利用者の退院後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、…」との記載があり、退院当日に居宅を訪問し、家族に対して相談援助等を行うことが考えにくく、市町村の判断が必要であると考えられるため。	12件
2	複数事業所が関係する請求であり、どの請求が正しいか機械的に判断できないもの	複数事業所が関係する請求について、利用者負担上限額管理の内容誤りや決定支給量を超過している場合等、どの事業所の請求が誤っているのか機械的に判断することができないため、市町村等の二次審査において支払可否を判断する。 <例> PP74:支給量:関係事業所における上限額管理結果票の「総費用額」が請求明細書の「総費用額」と一致していません	35件
3	サービス提供実績記録票に不備があり、支払可否を市町村で判断するもの	請求明細書に対応するサービス提供実績記録票は提出されているが、国保連合会における受付審査、または資格審査においてサービス提供実績記録票が「エラー」となったものについて、市町村等の二次審査においてエラーとなったサービス提供実績記録票の内容を確認し、支払可否を判断する。 <例> PP89:支給量:請求明細書のサービス種類に該当する実績記録票が受付、または資格審査でエラーとなっています	3件
4	入院または外泊について、機械的に判断できないケースがあるもの	入院または外泊について、サービス提供実績記録票に連続して記載がされていた場合、途中で一度、施設等に戻ることがあったとしても、機械的には連続して入院または外泊していたものと判断することになるため、市町村等の二次審査において支払可否を判断する。 <例> PS85:受付:入院、または外泊時に、「地域移行加算」が設定されています	12件
計			62件

3 審査導入による変化

○点検内容の拡充

チェック項目	チェック内容	対応方針	インタフェース の変更あり	対応予定 時期
①基準該当事業所の報酬に対する算定要件チェック	基準該当事業所の場合、加算によっては算定できないものがあるため、算定可否をチェックする。	基準該当事業所において算定可能な各報酬について、判断基準を明確に定めた上でエラーとすべき内容、警告(重度)とすべき内容を整理する。		平成30年 4月
②請求明細書とサービス提供実績記録票の回数の整合性チェックの強化	請求明細書とサービス提供実績記録票について、整合性があることをチェックしているが、より厳密に行うようチェックの範囲を拡張する。 (請求情報間の基本報酬の回数の整合性、加算の回数が基本報酬の回数以下であること等)	<通所系サービス> 請求情報間での不整合のためエラーとする。 <入所系サービス> 警告(重度)とする。 ※入所日及び退所日に基本報酬が算定できないケースについて、システムでは判断できないため。		平成30年 4月
③同一日・同一利用時間帯の重複サービス利用チェック	同一受給者が同一日・同一利用時間帯に複数のサービスを利用していないことをチェックする。	警告(重度)とする。 ※同一日・同一利用時間帯にサービス提供実績がある場合、どちらの実績が正しいかをシステムでは判断できないため。		平成30年 4月
④上限額管理対象外受給者の利用者負担額のチェック	上限額管理対象外の受給者に対して、複数事業所を利用している場合、利用者負担上限月額を超えていないことをチェックする。	警告(重度)とする。 ※利用者負担上限月額を超過した場合、どの事業所からの請求が正しいかをシステムでは判断できないため。		平成30年 4月
⑤同一世帯における複数児童の上限額管理チェック	同一世帯に障害児が複数おり、同一の保護者が支給決定を受けている場合の上限額管理結果票を伝送にて受信できるようにし、請求明細書との整合性をチェックする。	インタフェースの見直しを行った上で、警告(重度)とする。 ※エラーとすると、関係事業所の請求について、誤りがない場合でも返戻となってしまう、影響が大きいと想定されるため。	●	平成30年度 下期以降
⑥計画相談支援給付費請求書等のモニタリング日チェック	計画相談支援給付費請求書等について、支給決定期間に対するモニタリング日が妥当であることをチェックする。	インタフェースの見直しを行った上で、別途判定レベルの検討を行う。 ※ただし、モニタリング予定月の翌月請求については警告(重度)とする。	●	平成30年度 下期以降
⑦受給者台帳(支給決定情報)の参照範囲の見直し	月途中で台帳更新を行った場合、月全体の台帳情報を有効な台帳とするように参照範囲を見直す。	インタフェースの見直しを含め受給者台帳(支給決定情報)の決定支給期間の参照範囲を最新から月全体の参照へ見直した上で、台帳情報との不整合についてはエラーとする。	●	平成30年度 下期以降
⑧各種加算にかかる算定要件チェックの強化	国保連合会に提出される請求情報や台帳情報に含まれていないため、チェックできない内容について、インタフェースの見直し(項目追加等)を行い、各種加算(送迎加算、事業所内相談支援加算等)の算定要件にかかるチェック内容を拡充する。	各報酬について、判断基準を明確に定めた上でエラーとすべき内容、警告(重度)とすべき内容を整理する。	●	平成30年度 下期以降

3 審査導入による変化

○点検内容の拡充

【基準該当事業所の報酬に対する算定要件 チェック】

- 算定可能か否かのチェックの実施
- 受付の点検でエラーコードの追加
PA35: 基準該当事業所ではない
PA93: 基準該当のサービスコードではない

【請求明細書と実績記録票の回数の整合性チェックの強化】

No	区分	チェック範囲		分類 ※1	算定回数に関するチェック内容	代表的なエラーコード	チェック対象様式				
							請求書	請求明細書	相談支援	上限管理	実績記録
1	受付 審査	単一 伝票	サービス コード、 基本報酬、 加算単位	変更	加算の算定要件として、例えば加算Bを算定するにあたって、加算Aの算定が必要となる加算について、「加算Bの回数が加算Aの回数以下であること(加算Aの回数≥加算Bの回数)」であることをチェックする。 現在、一部の加算に対してチェックを行っているが、報酬告示を基に相関関係がある加算同士について、新しいチェックを追加する。 ※例:送迎加算(重度)と送迎加算の妥当性チェックを追加する 等	PA83 受付:療養食加算の算定可能回数を超えています		●			
2				変更	基本報酬と併せて算定が必要な加算(併給必須加算)について、「基本報酬の算定回数≥併給必須加算の算定回数」であることをチェックする。 現在、一部の加算に対してチェックを行っているが、報酬告示を基に相関関係がある報酬同士について、新たにチェックを追加する。	EK25 受付:サービス提供量が短期入所サービス費の回数を超過		●			
3				新規	サービスコード毎に1日1回算定する報酬について、「当該月の日数≥該当報酬の回数」であることをチェックする。 なお、サービスコードの範囲でチェックを行う。				●		
4	支給量 審査	複数 伝票	決定サー ビスコード単位	新規	請求明細書と実績記録票を比較し、基本報酬の算定回数とサービス提供回数が一致することをチェックする。			●			●
5				既存	請求明細書と実績記録票を比較し、加算の算定回数とサービス提供回数が一致することをチェックする。	PP11 支給量:送迎加算の回数が実績記録票と明細書で不一致		●			●

※1 「分類」の凡例は以下の通り
 新規……新しくチェックを追加
 変更……既存チェックの見直し
 既存……既存チェックから変更無し

基本報酬の算定回数 < 加算の算定回数 ⇒ エラー

【同一日・同一時間帯の重複利用チェック】

- 同一受給者が同一日・同一利用時間帯に複数のサービスを利用していないことをチェックする。
- 当該チェックは、サービス提供実績記録票を基に、「障害福祉サービス」と「障害児支援」のそれぞれの制度内でのサービス間で実施する。
- サービス分類毎の重複サービス利用チェックの単位は、以下のとおり。
 時間：サービス提供時間が重複していないことをチェックする。
 日：サービス提供日が重複していないことをチェックする。

<障害福祉サービス>

サービス分類	訪問系	日中活動系	入所系
訪問系サービス	時間	時間(※1)	-(※2)
日中活動系サービス	時間(※1)	日	-(※3)
入所系サービス	-(※2)	-(※3)	日

<障害児支援>

サービス分類	訪問系	日中活動系	入所系
訪問系サービス			
日中活動系サービス		日	-(※3)
入所系サービス		-(※3)	日

- ※1 「日中活動系サービス」で時間の入力が必要無い様式種別については、重複サービス利用チェックの対象外とする。
- ※2 同一日に、午前は「訪問系」のサービス提供を受け、午後は「入所系」のサービス提供を受けるケースがあるため、重複チェックの対象外とする。
 例：午前は「重度訪問介護」のサービス提供を受け、午後は「共同生活援助」のサービス提供を受ける 等
- ※3 同一日に、午前は「日中活動系」のサービス提供を受け、午後は「入所系」のサービス提供を受けるケースがあるため、重複チェックの対象外とする。
 例：午前は「生活介護」のサービス提供を受け、午後は「施設入所支援」のサービス提供を受ける 等

※練馬区ではすでに実施済みであるため大きく対応は変わらない

【上限管理対象外の利用者負担額チェック】

- 上限額管理対象外の受給者に対して、複数事業所を利用している場合、利用者負担上限月額を超えていないことをチェックする。
- 「上限額管理事業所・管理結果」が未設定の請求明細書を対象に、「決定利用者負担額の和 \leq 利用者負担上限月額」であることをチェックする。

【参考：現在のチェックについて】

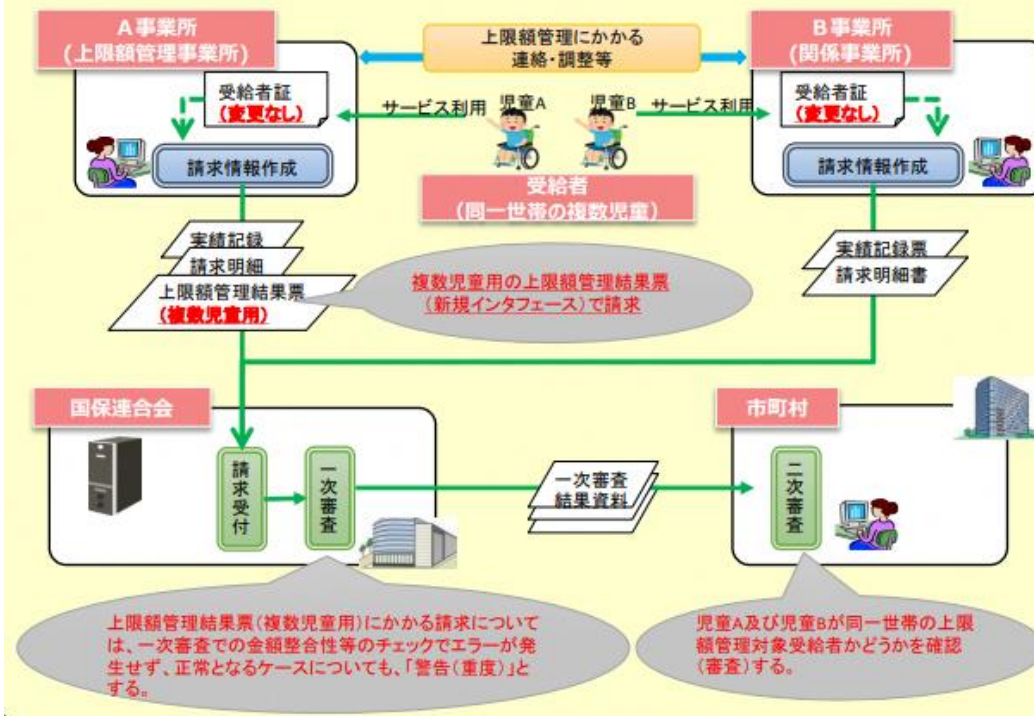
現在は「上限額管理事業所・管理結果」に設定がある場合、「決定利用者負担額の和 \leq 利用者負担上限月額」であることをチェックしている。

※練馬区ではすでに実施済みであるため大きく対応は変わらない

【同一世帯複数障害児の上限管理】

- 同一世帯に障害児が複数おり、同一の保護者が支給決定を受けている場合の上限管理結果票を国保連合会にて受付できるようにし、請求明細書との整合性をチェックする。
- 複数児童用の上限管理結果票に関する請求様式(新規インターフェース)を追加する。ただし、既存(複数児童以外)の上限管理結果票は、継続使用する。同一世帯における複数児童の上限管理の運用イメージは、以下のとおり。

同一世帯における複数児童の上限管理結果票と運用のイメージ



利用者負担上限管理結果票 (複数児童用)

平成 30 年 4 月

利用者番号	01111	請求事業所番号	011000011
世帯負担番号	000000001	請求事業所	事業所
全額支払済否	シカト 000	事業者及び その他の事業所 の名称	
支給決定に係る 障害児氏名	シカト シカト		
利用者負担上限額	9,300	検算件数区分	0000
利用開始日・上限管理結果	1		

1 管理事業所で利用者負担額を算出したため、他事業所の利用者負担は発生しない。
2 利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。
3 利用者負担額の合算額が、負担上限額を超過するため、下記のとおり調整した。

項目	1	2	
事業所番号	011000011	011000012	
負担金額	000000001	000000001	
氏名カナ	Yukoh YUK	Yukoh YUK	
事業所名称	事業所	事業所	
新費月額	100,000		
利用負担総額	9,300		
管理結果票利用負担額	9,300		
合計			100,000
			9,300
			9,300

上記内容について確認しました。
平成 年 月 日

既存の利用者負担上限管理結果票の様式に対して、「受給者証番号」、「氏名カナ」の項目を追加した様式レイアウトを想定。

【計画相談支援給付費請求書等のモニタリング日チェック】

- 計画相談支援給付費請求書及び障害児相談支援給付費請求書について、決定支給期間に対するモニタリング日が妥当であることをチェックするため、既存のインタフェース「受給者異動連絡票情報(基本情報)」に従属する情報として、新たに「モニタリング情報」を追加する。

【計画相談支援給付費請求書等のモニタリング日チェック】

○ 受給者異動連絡票情報の設定例

(1) 新規にモニタリング情報を作成する場合

- ・モニタリング情報の異動区分を、年度ごとのレコード単位で「1:新規」として作成する。
(2018年度は2ヶ月ごと、2019年度は3ヶ月ごとの予定とした場合)

- ①: 2018年度分モニタリング情報
- ②: 2019年度分モニタリング情報
- ③: 2020年度分モニタリング情報

E111(基本情報)

異動年月日	異動区分	計画相談支援有効期間	
		開始年月日	終了年月日
20180401	1(新規)	20180401	20200331

E131(モニタリング情報)

異動年月日	異動区分	モニタリング対象年度	モニタリング対象月													
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
① 20180401	1(新規)	2018	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1
② 20180401	1(新規)	2019	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	2	1	1

(2) 新しい年度分のモニタリング情報を追加する場合

- ・異動区分は「1:新規」で追加する年度分のモニタリング情報のみを作成する。
(2020年度は4ヶ月ごとの予定とした場合)

E131(モニタリング情報)

異動年月日	異動区分	モニタリング対象年度	モニタリング対象月													
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
① 20180401	1(新規)	2018	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1
② 20180401	1(新規)	2019	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	1	1
③ 20180501	1(新規)	2020	2	1	1	1	2	1	1	1	1	2	1	1	1	1

3 審査導入による変化

- 練馬区への請求における傾向

- 契約情報が存在していない: 412件

- 契約支給量が決定支給量を超過: 245件

- 契約期間が支給決定有効期間内でない: 379件

- サービス提供量が契約支給量を超過: 1,114件

- 請求明細書の「終了年月日」に「サービス提供月」以前または以降の年月が設定されている: 77件

- 初回加算を算定する場合、サービス開始年月日の年月がサービス提供年月と同月であることが必要: 10件

- 「補足給付適用の有無」が「あり」の場合、光熱水費の単価、食費の単価設定が必要: 28件

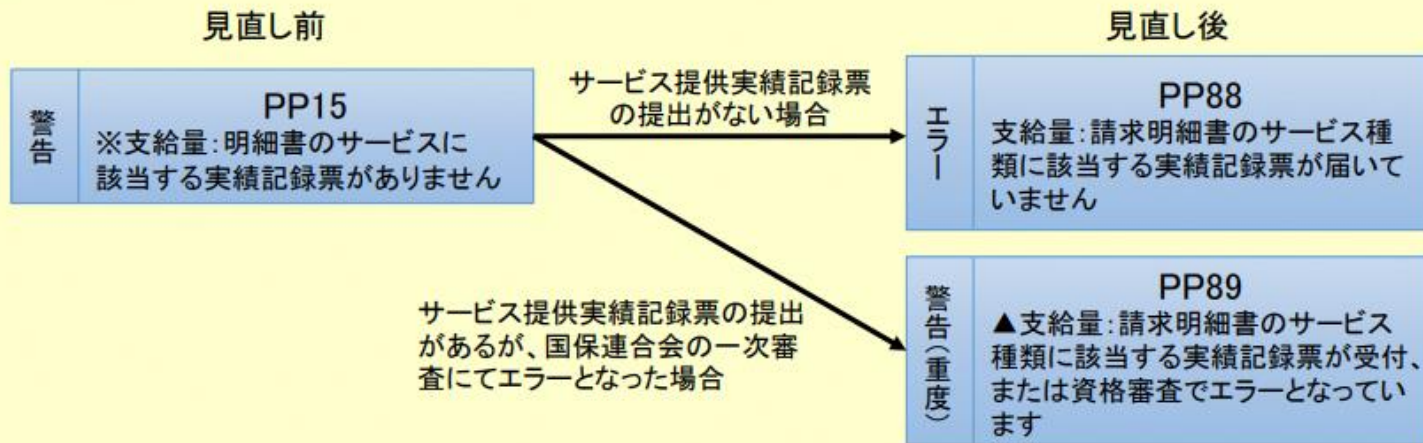
エラー移行対象の主なもの

No	エラーコード	メッセージ	チェック要件の見直し	判定レベル	エラー移行予定時期	備考
1	EL07	★受付: 請求明細書の「開始年月日」に「終了年月日」以降の年月日が設定されています	無→有	エラー	第一段階	短期入所で宿泊を伴わないサービス提供を1回実施した場合は、請求明細書の開始年月日と終了年月日は同一日付となるため、上記を考慮したチェック要件の見直しを行う。
2	PA30	★受付: 生活訓練サービスの利用期間に応じた請求ではありません	無→有	エラー	第一段階	
3	PA60	▲受付: 初期加算を算定する場合、サービス開始年月日の年月がサービス提供年月と同月、またはその前月である必要があります	無→有	エラー →警告(重度)	—	
4	PA61	▲受付: 入所時特別支援加算を算定する場合、サービス開始年月日の年月がサービス提供年月と同月、またはその前月である必要があります	無→有	エラー →警告(重度)	—	30日を超える入院後に再度サービスを利用した場合等、エラーに移行できないケースが判明したため、チェック要件の見直しを行う。
5	PA81	※受付: 短期利用加算を算定する場合、サービス提供年月がサービス開始年月日の年月と同月、またはその翌月である必要があります	無→有	エラー	第一段階	
6	EL14	※受付: 請求明細書の「入院日数」が「開始年月日」及び「終了年月日」から算出した日数を超えています	無→有	エラー →警告	第一段階 →次年度検討	死亡等による月途中での退所を考慮する必要があることが判明したため、チェック要件の見直しを行う。
7	EL15	※受付: 請求明細書の「外泊日数」が「開始年月日」及び「終了年月日」から算出した日数を超えています	無→有	エラー →警告	第一段階 →次年度検討	チェック要件の見直し及び判定レベルについて、次年度以降別途検討を行う。
8	PT33	※受付: 入院、または外泊時以外に、実績記録票の「入院・外泊時加算」が設定されています	無→有	エラー →警告	第一段階 →次年度検討	

実績記録票に関すること

- サービス提供事業所から国保連合会へ提出する請求情報の内、請求明細書に対応するサービス提供実績記録票の提出状況に応じて、チェック要件を細分化する。
 - ・サービス提供実績記録票の提出がない場合 : エラー
 - ・サービス提供実績記録票の提出はあるが、一次審査(受付審査、または資格審査)にてエラーとなった場合 : 警告(重度)

【対象コードの一例】



※1 チェックの導入後は、サービス提供年月によってチェックを分岐する。

※2 エラーメッセージの文頭の記号の意味は、以下のとおり。

※: 警告、▲: 警告(重度)、★: 警告(エラー移行対象)、記号無し: エラー

判定レベル	エラーコード エラーメッセージ
-------	--------------------

実績記録票に関すること

- 請求明細書に対応するサービス提供実績記録票の提出状況に応じて、チェック要件を細分化される
- サービス提供実績記録票の提出がない場合：エラー
- サービス提供実績記録票の提出があるが、受付審査、または資格審査にてエラーとなった場合：警告(重度)

No	エラーコード		メッセージ	判定レベル		発生件数 ※1	返戻率 ※1
	既存	新規		見直し前※1	見直し後		
1	PP15		※支給量:明細書のサービスに該当する実績記録票がありません	エラーまたは警告(重度)	※2	62,998	9.7%
		PP88	※支給量:請求明細書のサービス種類に該当する実績記録票が届いていません	—	エラーに移行 ※3	—	—
		PP89	▲支給量:請求明細書のサービス種類に該当する実績記録票が受付、または資格審査でエラーとなっています	—	警告(重度)	—	—
2	PP70		※支給量:明細書のサービスに該当する様式18-1がありません	エラーまたは警告(重度)	※2	2,514	8.8%
		PP84	※支給量:請求明細書のサービス種類に該当する共同生活援助サービス提供実績記録票(様式18-1)が届いていません	—	エラーに移行 ※3	—	—
		PP85	▲支給量:請求明細書のサービス種類に該当する共同生活援助サービス提供実績記録票(様式18-1)が一次審査でエラーとなっています	—	警告(重度)	—	—
3	PP71		※支給量:明細書のサービスに該当する様式18-2がありません	エラーまたは警告(重度)	※2	41	26.8%
		PP86	※支給量:請求明細書のサービス種類に該当する共同生活援助サービス提供実績記録票(様式18-2)が届いていません	—	エラーに移行 ※3	—	—
		PP87	▲支給量:請求明細書のサービス種類に該当する共同生活援助サービス提供実績記録票(様式18-2)が一次審査でエラーとなっています	—	警告(重度)	—	—

実績記録票に関すること

- 実績記録票の伝送を忘れずに！
- 返戻後の再請求の場合も必ず添付を！
- **実績記録票の記入方法が変更になります。**

⇒各種加算の算定に係る入力欄が追加
備考欄に追記が必要となるもの

**※必ず、最新の実績記録票の記入例を確認
してください。**

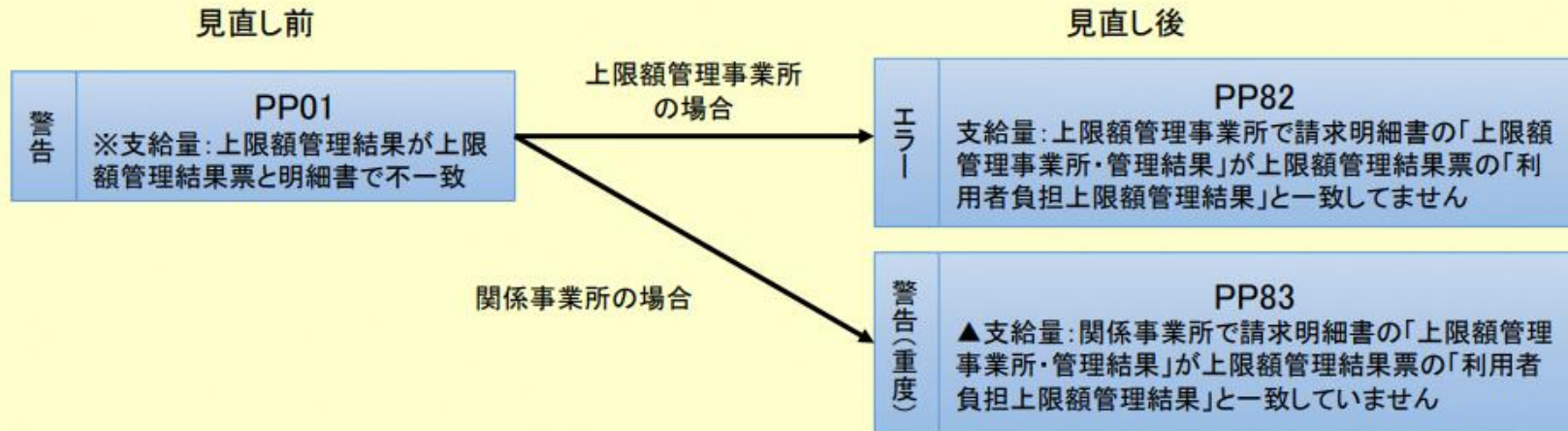
【東京都障害者サービス情報 書式ライブラリ】

「書式ライブラリー」⇒「B 請求関係(実績記録票、基準単価、
インターフェース等)」⇒「実績記録票」

上限管理に関すること

- 請求明細書と上限額管理結果票の突合チェックについて、上限額管理事業所と関係事業所でチェック要件を細分化する。
 - ・上限額管理事業所の場合 :エラー
 - ・関係事業所の場合 :警告(重度)

【対象コードの一例】



- ※1 チェックの導入後は、サービス提供年月によってチェックを分岐する。
- ※2 エラーメッセージの文頭の記号の意味は、以下のとおり。
 - ※:警告、▲:警告(重度)、★:警告(エラー移行対象)、記号無し:エラー

判定レベル	エラーコード エラーメッセージ
-------	--------------------

上限管理に関すること

No	エラーコード		メッセージ	判定レベル		発生件数	返戻率
	既存	新規		見直し前	見直し後		
1	PP01		※支給量: 上限額管理結果が上限額管理結果票と明細書で不一致	エラーまたは警告(重度)	※1	12,573	9.6%
		PP82	※支給量: 上限額管理事業所で請求明細書の「上限額管理事業所・管理結果」が上限額管理結果票の「利用者負担上限額管理結果」と一致していません	—	エラーに移行 ※2	—	—
		PP83	▲支給量: 関係事業所で請求明細書の「上限額管理事業所・管理結果」が上限額管理結果票の「利用者負担上限額管理結果」と一致していません	—	警告(重度)	—	—
2	PP02		※支給量: 利用者負担額が上限額管理結果票と明細書で不一致	エラーまたは警告(重度)	※1	7,260	2.3%
		PP75	※支給量: 上限額管理事業所における上限額管理結果票の「利用者負担額」が請求明細書の「利用者負担額」と一致していません	—	エラーに移行 ※2	—	—
		PP76	▲支給量: 関係事業所における上限額管理結果票の「利用者負担額」が請求明細書の「利用者負担額」と一致していません	—	警告(重度)	—	—
3	PP09		※支給量: 総費用額が上限額管理結果票と明細書で不一致	警告(重度)	※1	42,809	4.8%
		PP73	※支給量: 上限額管理事業所における上限額管理結果票の「総費用額」が請求明細書の「総費用額」と一致していません	—	エラーに移行 ※2	—	—
		PP74	▲支給量: 関係事業所における上限額管理結果票の「総費用額」が請求明細書の「総費用額」と一致していません	—	警告(重度)	—	—
4	PP12		※支給量: 管理結果利用者負担が管理結果票と明細書で不一致	エラーまたは警告(重度)	※1	11,289	12.3%
		PP77	※支給量: 上限額管理事業所における上限額管理結果票の「管理結果後利用者負担額」が明細書の「管理結果後利用者負担額」と一致していません	—	エラーに移行 ※2	—	—
		PP78	▲支給量: 関係事業所における上限額管理結果票の「管理結果後利用者負担額」が請求明細書の「管理結果後利用者負担額」と一致していません	—	警告(重度)	—	—
5	PP20		※支給量: 明細書に該当する上限額管理結果票が届いていません	エラーまたは警告(重度)	※1	173,554	2.5%
		PP79	▲支給量: 請求明細書に該当する上限額管理結果票が受付、または資格審査でエラーとなっています	—	警告(重度)	—	—
		PP80	※支給量: 上限額管理事業所において請求明細書に該当する上限額管理結果票が届いていません	—	エラーに移行 ※2	—	—
		PP81	▲支給量: 請求明細書に該当する上限額管理結果票が上限額管理事業所より届いていません	—	警告(重度)	—	—

報酬告示に関すること

・ 定員区分におけるチェック

○ 定員区分に関するチェックの課題に対し、以下のとおり対応する。

No	課題	原因	対応
1	定員区分と多機能型等定員区分の使い分けがエラーコード等から判断できない	一部の加算について、事業所台帳の定員区分ではなく多機能型等定員区分でチェックを行うことがあるが、 <u>エラーとなった場合に、定員区分、多機能型等定員区分のどちらを使用してチェックを行ったのか、エラーコードやメッセージからは判断できない。</u>	定員区分を使用したとき、多機能型等定員区分を使用したときで、エラーコードを分けてチェックを実施する。 多機能型等定員区分を使用する場合がある加算は、以下のとおり。 ・人員配置体制加算(療養介護を除く) ・重度者支援体制加算 ・常勤看護職員等配置加算 ・目標工賃達成指導員配置加算 ・夜勤職員配置体制加算
2	同一エラーコードで定員区分に関する基本報酬と加算のチェックが行われている	一部の加算について、同一エラーコード(PA31)で基本報酬と同じ定員区分に関するチェックが行われており、 <u>エラーとなった場合にどの報酬に対しエラーとなっているのかが分かりにくい。</u>	PA31のチェックは基本報酬のみを対象とし、加算についてはエラーコードを分けてチェックを実施する。対象の加算は、以下のとおり。 ・重度者支援体制加算 ・常勤看護職員等配置加算 ・目標工賃達成指導員配置加算
3	同一エラーコードで算定要件と定員区分のチェックが行われている	一部の加算について、同一エラーコードで事業所の届出に関する要件と、定員区分に関する要件のチェックが行われており、 <u>エラーとなった場合にどの要件でエラーとなっているのかが分かりにくい。</u>	事業所の届出に関する要件と、定員区分に関する要件のチェックについては、エラーコードを分けてチェックを実施する。対象の加算は、以下のとおり。 ・人員配置体制加算 ・職業指導員加算 ・夜勤職員配置体制加算 ・心理担当職員配置加算 ・児童発達支援管理責任者専任加算 ・栄養士配置加算 ・指導員加配加算 ・看護師配置加算

報酬告示に関すること

● 夜間支援体制加算

- 夜間支援等体制加算については、あらかじめ都道府県知事に届け出ている夜間支援体制に基づき、同じ月の中でも日単位で夜間支援等体制加算Ⅰ～Ⅲを算定し、また、夜間支援対象利用者の配置数の違いにより異なる夜間支援対象利用者数の区分の報酬を算定することが可能である。（「平成27年5月19日付事務連絡 Q&A VOL.3 問3」より）
- 事業所台帳上、夜間支援等体制加算区分は複数の区分を設定できるため、同月で夜間支援等体制加算Ⅰ～Ⅲが複数算定された場合においても、チェックで警告は発生しない。一方で、夜間支援等体制加算の対象利用者数の異なる加算が複数算定された場合、事業所台帳上に複数の対象利用者数の設定が行えないため、PB46の警告が発生する。
- 日単位で変動する可能性がある対象利用者数について、事業所台帳で管理するのは運用面への影響が大きいため、事業所台帳上の対象利用者数と異なる加算が請求された場合、対象利用者数未滿の報酬か超過の報酬かに応じて、判定レベルを変更するよう見直す。（例として、夜間支援等体制加算Ⅰの請求に対して、事業所台帳の夜間支援等体制加算対象利用者数が「8人」と設定されている場合の対応は、下表のとおり）

加算項目	サービスコード	対象利用者数	報酬	審査結果
夜間支援等体制加算Ⅰ	生援夜間支援等体制加算Ⅰ1	2人以下	多	警告(重度)
	生援夜間支援等体制加算Ⅰ2	3人	↑	
	生援夜間支援等体制加算Ⅰ3	4人		
	生援夜間支援等体制加算Ⅰ4	5人		
	生援夜間支援等体制加算Ⅰ5	6人		
	生援夜間支援等体制加算Ⅰ6	7人		
	生援夜間支援等体制加算Ⅰ7	8人～10人		
	生援夜間支援等体制加算Ⅰ8	11人～13人		警告
	生援夜間支援等体制加算Ⅰ9	14人～16人		
	生援夜間支援等体制加算Ⅰ10	17人～20人	↓	
	生援夜間支援等体制加算Ⅰ11	21人～30人	少	

報酬告示に関すること

• 送迎加算

- 送迎加算にかかるPB48のエラーコードについて、以下のように見直しを行う。
- ・No1、3について、事業所台帳(サービス情報)の送迎加算の有無に、過去の設定値(「有り」)を設定している場合は、エラーとする。
 - ・No2、4について、月途中で送迎加算の要件が変更となり(送迎加算Ⅰ⇒Ⅱに変わる等)、変更の届出が間に合わずに請求された場合を考慮し、事業所台帳の登録内容と異なる請求については、警告(重度)とする。

No	チェック内容	判定レベル (変更前)	判定レベル (変更後)	
1	送迎加算Ⅰが算定されている場合、事業所台帳(サービス情報)の送迎加算の有無が「Ⅰ」であること	事業所台帳(サービス情報)の送迎加算の有無が「有り」の場合	警告	エラー
2		事業所台帳(サービス情報)の送迎加算の有無が「Ⅱ」の場合	警告	警告(重度)
3	送迎加算Ⅱが算定されている場合、事業所台帳(サービス情報)の送迎加算の有無が「Ⅱ」であること	事業所台帳(サービス情報)の送迎加算の有無が「有り」の場合	警告	エラー
4		事業所台帳(サービス情報)の送迎加算の有無が「Ⅰ」の場合	警告	警告(重度)

※ただし、区立施設の指定管理者制度による送迎加算のエラーについては、見直しが検討されている。

基準値の超過状況に応じたチェック要件の細分化

● 派遣人数

- 現在、サービス内容に関わらずサービス提供実績記録票の明細単位で派遣人数が2名を超えていないことをチェックしており、明細単位で超過している場合のみPT34の警告となる。(例えば、サービス内容違いで同一日時の実績記録票の明細が作成されており、それぞれの明細で派遣人数が2名以下であるが、同一日時での派遣人数の合計が2名を超える場合については、PT34の警告は発生しない。)
- 同一日時単位で派遣人数が2名を超えていないことをチェックするように見直しを行う。

● 算定時間数

- サービス提供実績記録票に記載されている算定時間数と、開始・終了時間から算出した算定時間数の関係に応じて、チェック要件を細分化する。
 - ・サービス提供実績記録票の算定時間数が開始・終了時間から算出した算定時間数より多い場合 : エラー
 - ・サービス提供実績記録票の算定時間数が開始・終了時間から算出した算定時間数より少ない場合 : 警告
- ただし、最小の算定時間に満たない時間数(例:居宅介護の場合は20分未満)でのサービス提供については、市町村が認めれば算定時間数を繰り上げて請求を行うことが可能であることから、当該パターンについては警告(重度)とする。

サービス種類	警告(重度)となるケース
居宅介護	20分未満を30分で算定した場合(早朝、夜間、深夜の時間帯に占める割合が大きい場合は正常)
行動援護	20分未満を30分で算定した場合
重度訪問	40分未満を1時間で算定した場合

サービス種類	警告(重度)となるケース
同行援護	20分未満を30分で算定した場合(早朝、夜間、深夜の時間帯に占める割合が大きい場合は正常)
共同生活援助(様式18-2)	10分未満を15分で算定した場合

受給者証の確認をお願いします！

○支給決定が必要となる加算があります。

- ・重度障害者支援加算(生活介護、短期入所、GH)
- ・重度障害者支援加算(Ⅱ)(施設入所支援)
- ・地域生活移行個別支援特別加算(GH)
- ・精神障害者地域移行特別加算(GH,宿泊型自立訓練)
- ・強度行動障害者地域移行特別加算(GH,宿泊型自立訓練)
- ・社会生活支援特別加算(自立訓練、就労移行支援、就労A、就労B)
- ・短期滞在加算(生活訓練)
- ・精神障害者退院支援施設加算(生活訓練)
- ・在宅時生活支援サービス加算(就労移行支援、就労A、就労B)
- ・強度行動障害児支援加算(児童発達支援、放課後等デイサービス)

4 その他

- 今回の審査導入における情報等
<https://www.kokuho.or.jp/>



公益社団法人 国民健康保険中央会
All-Japan Federation of National Health Insurance Organizations

文字サイズ 小 **中** 大

[Home](#) | [各制度のあらまし](#) | [統計情報](#) | [審査情報](#) | [システム情報](#) | [保健事業情報](#)

[Home](#) > [介護・障害者総合支援関係者の皆様へ](#)

[介護・障害者総合支援関係者の皆様へ](#)

[お知らせ](#) 過去のお知らせはこちらからご覧下さい

4 その他

- 報酬改定に係る内容について

指定障害福祉サービス等	東京都福祉保健局障害者施策推進部	電話番号
居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護	地域生活支援課 在宅支援担当	03-5320-4325
重度障害者等包括支援		
療養介護・生活介護・施設入所支援・自立訓練	施設サービス支援課 障害者支援施設担当	03-5320-4156
共同生活援助（グループホーム）	地域生活支援課 居住支援担当	03-5320-4151
短期入所（ショートステイ）		
就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）	地域生活支援課 就労支援担当	03-5320-4158
一般相談支援（地域移行・地域定着）	地域生活支援課 在宅支援担当	03-5320-4325
児童発達支援・放課後等デイサービス	施設サービス支援課 児童施設担当	03-5320-4374

4 その他

・ 国保連合会のシステムの強化について 【簡易入力システム】

システム	一次審査におけるチェックの拡充・強化の観点	対応内容								
簡易入力システム	①基準該当事業所の報酬に対する算定要件チェック	基準該当事業所における各種報酬に対する算定要件チェックを強化するため、サービス提供実績記録票、請求明細書自動作成機能及び相談支援給付費請求書において、以下の対応を行う。								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>対応方法</th> <th>対応内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サービス提供実績記録票の対応</td> <td>サービス提供実績記録票に設定する各種加算の提供実績について、基準該当事業所において算定できない加算の実績が入力されていないことを点検する。</td> </tr> <tr> <td>請求明細書自動作成機能の対応</td> <td>簡易入力システムでは、入力したサービス提供実績記録票の情報から請求明細書の情報を自動作成する機能を有している。 この機能において、基準該当事業所の場合に算定できない報酬については、自動作成されないよう対応する。 なお、事業所情報(基本情報)の内容に誤りがある場合、【基本情報入力内容確認画面】で警告表示を行う。</td> </tr> <tr> <td>相談支援給付費請求書の対応</td> <td>相談支援給付費請求書について、基準該当事業所において算定できない報酬が入力されていないことを点検する。</td> </tr> </tbody> </table>	対応方法	対応内容	サービス提供実績記録票の対応	サービス提供実績記録票に設定する各種加算の提供実績について、基準該当事業所において算定できない加算の実績が入力されていないことを点検する。	請求明細書自動作成機能の対応	簡易入力システムでは、入力したサービス提供実績記録票の情報から請求明細書の情報を自動作成する機能を有している。 この機能において、基準該当事業所の場合に算定できない報酬については、自動作成されないよう対応する。 なお、事業所情報(基本情報)の内容に誤りがある場合、【基本情報入力内容確認画面】で警告表示を行う。	相談支援給付費請求書の対応	相談支援給付費請求書について、基準該当事業所において算定できない報酬が入力されていないことを点検する。
		対応方法	対応内容							
		サービス提供実績記録票の対応	サービス提供実績記録票に設定する各種加算の提供実績について、基準該当事業所において算定できない加算の実績が入力されていないことを点検する。							
請求明細書自動作成機能の対応	簡易入力システムでは、入力したサービス提供実績記録票の情報から請求明細書の情報を自動作成する機能を有している。 この機能において、基準該当事業所の場合に算定できない報酬については、自動作成されないよう対応する。 なお、事業所情報(基本情報)の内容に誤りがある場合、【基本情報入力内容確認画面】で警告表示を行う。									
相談支援給付費請求書の対応	相談支援給付費請求書について、基準該当事業所において算定できない報酬が入力されていないことを点検する。									
②請求明細書とサービス提供実績記録票の回数の整合性チェックの強化	障害福祉サービス、障害児支援の各サービスの加算について、請求明細書とサービス提供実績記録票の回数の整合性チェックの強化を行うため、請求明細書の自動作成時、または請求明細書の入力時に回数に関する点検を追加する。 【点検内容】 ・回数が算定可能回数以下であるかの点検 ・加算の回数が基本報酬の回数以下であるかの点検 ・加算の回数が他の加算の回数以下であるかの点検									
③同一日・同一利用時間帯の重複サービス利用チェック	同一日・同一利用時間帯の重複サービス利用チェックの強化を行うため、サービス提供実績記録票入力画面で点検を追加する。 【対象サービス】 居宅介護、同行援護、重度包括支援									

4 その他

【取込送信システム】

システム	点検種類	対応方針	対応内容等	点検項目数	
取込送信システム	請求情報内の 整合性チェック	—	2018年度以降に検討する。	361件	
	単位数表マスタと の突合チェック	①審査支払等システムと 同様の点検を追加	取込送信システムに単位数表マスタを追加し、審査支払等システムで実施している点検と同様の点検を追加する。	47件	
		②審査支払等システムの 点検内容を緩和して追加	審査支払等システムと同等の点検を行うために台帳情報の内容が必要となる点検について、台帳情報の内容が必要とされない範囲で点検を追加する。 ※取込送信システムへの台帳情報の追加は、サービス提供事業所による台帳情報のメンテナンス作業が発生し、サービス提供事業所の事務負担を増大させる恐れがあるため実施しない。	2件	
		対応しない	点検を実施するためには台帳情報が必要であるため、対応しない。	1件	11件
			地域生活支援事業の請求に対する点検であるため、対応しない。	5件	
			既に廃止されたサービス等に関する点検のため、対応しない。	5件	
	小計				60件
計				421件	

4 その他

・ 事業所への対応

段階	概要	内容	備考
第一段階	パンフレット(小冊子)の作成・配布	エラーの発生状況を踏まえ、正しい請求情報を作成するためのポイントをまとめた小冊子を作成し、自治体や国保連合会が実施する事業者説明会で活用する。	・事業者説明会の開催が予定されていない地域を考慮し、ホームページ等でも資料を公開。 ・詳細は、「9. 国保連合会における一次審査の円滑な実施に向けた対応について」を参照。
第二段階	研修テキストの整備	障害者総合支援制度や給付費請求事務の解説など、事業者研修に必要なテキストを整備する。	請求情報の作成手順や誤りが多い事例からの注意点など、サービスの分類(訪問系/日中活動系/入所系/相談支援系など)ごとの請求情報の作成を解説したテキストを整備。
第三段階	eラーニングの実施	研修テキストに沿って、請求情報作成のポイントや請求誤りの事例をまじえながらeラーニングを実施する。	eラーニングの対象とする事業所は、新規開設の事業所を優先し、順次対象を拡大。